

令和8年度

指導監査基準

(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、
児童心理治療施設、児童自立支援施設、
児童家庭支援センター対象)

(運営・処遇・給食編)

横浜市
こども青少年局監査課

指摘区分について【参考】

- ・監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

| | |
|---------------|---|
| 文書指摘事項 | 関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。 |
| 口頭指摘事項 | 違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。 |
| 助言事項 | 法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。 |

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。
- ◆指摘基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、指摘を行います。

■ 指導根拠となる法令等の略称(及び正式名称)一覧

● 横浜市条例・要綱等

| 略称 | 正式名称 | | 公布年月日 |
|--------------|---|-----------|-------------|
| 認可基準条例 | 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 | 条例第60号 | 平成24年12月28日 |
| 自助共助推進条例 | 横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例 | 条例第30号 | 平成25年6月5日 |
| 震災対策条例 | 横浜市震災対策条例 | 条例第4号 | 平成25年2月28日 |
| 市防災計画 | 横浜市防災計画 | | 令和6年4月 |
| 児童家庭支援センター要綱 | 横浜型児童家庭支援センター事業実施要綱 | 福児第 641号 | 平成13年3月30日 |
| 子育て短期支援事業要綱 | 横浜型児童家庭支援センター等で実施する横浜市子育て短期支援事業実施要綱 | ここ第 35 号 | 平成22年4月1日 |
| 事故等の取扱要領 | 児童福祉施設(助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く)等における事故等の取扱要領 | ここ第 2772号 | 平成20年10月1日 |
| | 食品衛生法等施行に関する要綱 | 健食品第166号 | 令和3年5月25日 |

● 関係法令等

| 略称 | 正式名称 | | 公布年月日 |
|---------------------|--|------------|-------------|
| | 児童福祉法 | 法律第164号 | 昭和22年12月12日 |
| | 消防法 | 法律第186号 | 昭和23年7月24日 |
| | 消防法施行令 | 政令第37号 | 昭和36年3月25日 |
| | 消防法施行規則 | 自治省令第6号 | 昭和36年4月1日 |
| | 水防法 | 法律193号 | 昭和24年6月4日 |
| 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 法律57号 | 平成12年5月8日 |
| 労基法 | 労働基準法 | 法律第49号 | 昭和22年4月7日 |
| 労基法施行規則 | 労働基準法施行規則 | 厚生省令第23号 | 昭和22年8月31日 |
| | 最低賃金法 | 法律第137号 | 昭和34年4月15日 |
| | 労働安全衛生法 | 法律第57号 | 昭和47年6月8日 |
| | 労働安全衛生規則 | 労働省令第32号 | 昭和47年9月30日 |
| 労働施策総合推進法 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 | 法律第132号 | 昭和41年7月21日 |
| 雇用管理上講ずべき措置等についての指針 | 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針 | 厚生労働省告示第5号 | 令和2年1月15日 |
| | 食品衛生法 | 法律第233号 | 昭和22年12月24日 |
| | 食品衛生法施行規則 | 厚生省令第23号 | 昭和23年7月13日 |

● 通知等

| 略称 | 正式名称 | | 公布年月日 |
|--------------------------------|--|--|------------|
| 防火安全対策の強化について | 社会福祉施設における防火安全対策の強化について | 社施第107号 | 昭和62年9月18日 |
| 児童の安全の確保について | 児童福祉施設等における児童の安全の確保について〔知的障害者福祉法〕 | 雇児総発第402号 | 平成13年6月15日 |
| 利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について | 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について | 雇児総発0909第2号 | 平成28年9月9日 |
| 防犯に係る安全の確保について | 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について | 雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号 | 平成28年9月15日 |
| 平成16年消防庁告示第9号 | 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備又は特殊消防用設備等の点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件 | 消防庁告示第9号 | 平成16年5月31日 |
| 労働時間使用者措置ガイドライン | 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン | | 平成29年1月20日 |
| 苦情解決指針 | 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について | 障第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号 | 平成12年6月7日 |
| 食品の安全確保等について | 社会福祉施設等における食品の安全確保等について | 雇児総発第0307001号 社援基発第0307001号 障企発第0307001号 老計発第0307001号 | 平成20年3月7日 |
| 大量調理マニュアル | 大量調理施設衛生管理マニュアル | 衛食第85号別添 | 平成9年3月24日 |
| 食事の提供援助及び指導 | 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について | 子発0331第1号、障発0331第8号 | 令和2年3月31日 |
| 食事計画について | 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について | 子母発0331第1号 | 令和2年3月31日 |
| 自立支援計画について | 児童養護施設等における入所者の自立支援計画について | 雇児福発第0810001号 | 平成17年8月10日 |
| 乳児運営指針 | 乳児院運営指針 | | 平成24年3月29日 |
| 母子運営指針 | 母子生活支援施設運営指針 | | 平成24年3月29日 |
| 養護運営指針 | 児童養護施設運営指針 | | 平成24年3月29日 |
| 心理運営指針 | 情緒障害児短期治療施設（現・児童心理治療施設）運営指針 | | 平成24年3月29日 |
| 自立運営指針 | 児童自立支援施設運営指針 | | 平成24年3月29日 |
| | 児童家庭支援センターの設置運営等について | 児発第397号 | 平成10年5月18日 |
| | 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について | 子発0323第3号 社援発0323第30号 | 令和4年3月23日 |

目 次

| | |
|---------------------------|---|
| I 施設・事業の運営 | |
| 1 管理規程 | 1 |
| 2 施設・設備の管理 | 1 |
| 3 非常災害対策 | 1 |
| 4 防犯対策 | 2 |
| 5 事故防止・事故対応及び安全対策 | 2 |
| 6 衛生管理等 | 2 |
| 7 地域社会との交流・連携 | 2 |
| II 職員の状況 | |
| 1 職員配置 | 3 |
| 2 職員の処遇 | 3 |
| III 業務の質の評価・苦情への対応 | |
| 1 業務の質の評価 | 4 |
| 2 苦情への対応 | 4 |
| IV 入所者の処遇 | |
| | 4 |
| V 食事 | |
| | 5 |

指導監査基準(運営・処遇・給食編)

| No. | 重点事項 | 項目 | 着眼点 | 指摘事項 | 根拠法令等 |
|-------------------|------|----------------|--|---|---|
| I 施設・事業の運営 | | | | | |
| 1 管理規程 | | | | | |
| 1 | | (1) 管理規程 | 次の事項について、管理規程を整備しているか。 (1) 入所者の援助に関する事項 (2) 施設の管理についての重要事項 | 管理規程を整備していない。 | 認可基準条例第17条 |
| 2 施設・設備の管理 | | | | | |
| 2 | | (1) 一般原則 | 施設の目的を達成するために必要な設備を設けているか。 | 必要な設備を設けていない。 | 認可基準条例第5条 |
| 3 | | | 施設の構造設備は、採光、換気等入所者の保健衛生及び危害防止に十分考慮して設けているか。 | 採光、換気等入所者の保健衛生及び危害防止に十分考慮して設けていない。 | |
| 4 | | (2) 設備の基準 | 施設種別ごとに定められた設備の基準を満たしているか。 (1) 必要な設備が設けられているか。 (2) 基準面積以上となっているか。 | 必要な設備を設けていない。 | 認可基準条例第25条、第26条、第34条、第55条、第95条、第101条、第111条 |
| 5 | | | | 面積が基準を満たしていない。 | |
| 3 非常災害対策 | | | | | |
| 6 | | (1) 防火管理 | 防火管理者を選任し、所轄消防署に届け出ているか。 | 防火管理者を選任していない。防火管理者を選任しているが、所轄消防署に届け出ている。 | 消防法第8条 |
| 7 | | | 防火管理者は消防計画を作成し、所轄消防署に届け出ているか。 | 消防計画を作成していない。消防計画を作成しているが、所轄消防署に届け出ている。 | 消防法第8条、消防法施行令第1条の2、第3条の2 |
| 8 | | | 消火用具、非常口など、非常災害に必要な設備を設けているか。また、消防用設備の点検及び所轄消防署への報告をしているか。 | 消火用具、非常口など非常災害に必要な設備を設けていない。 | 認可基準条例第6条、消防法第8条の3、第17条、第17条の3の3 |
| 9 | | | | カーテンや敷物等が防災性能を有していない。 | 消防法施行令第4条の3、第10条 |
| 10 | | | | 消防設備の定期点検を6か月ごとに実施していない。定期点検は行われているが、年1回、所轄消防署に届け出ている。 | 消防法施行規則第31条の6 平成16年消防庁告示第9号 |
| 11 | ◆ | (2) 非常災害対応 | 地震や火災、風水害などの非常災害に対する具体的な計画を策定し、職員に周知しているか。 防災備蓄品、防災備品は適切に保管されているか。 施設の設備は、地震の発生時に備えたものとなっているか。 | 非常災害に対する具体的な計画が定められていない。 | 認可基準条例第6条 自助共助推進条例第13条 震災対策条例第8条 利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について 市防災計画 乳児運営指針第Ⅱ部5 母子運営指針第Ⅱ部4 養護運営指針第Ⅱ部5 心理運営指針第Ⅱ部5 自立運営指針第Ⅱ部5 |
| 12 | | | | 非常災害に対する具体的な計画について、職員会議や研修等で職員に周知していない。 | |
| 13 | | | | 防災備蓄品、防災備品が適切に保管・記録されていない。 | |
| 14 | | | | 地震に備え、家具、備品の転倒・落下防止対策がとられているか。 | |
| 15 | ◆ | (3) 避難訓練及び消火訓練 | 避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。 入所施設は夜間避難訓練を実施しているか。 | 避難訓練及び消火訓練を毎月実施していない。 | 認可基準条例第6条 市防災計画 消防法第8条 利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について 防火安全対策の強化について 乳児運営指針第Ⅱ部5 母子運営指針第Ⅱ部4 養護運営指針第Ⅱ部5 心理運営指針第Ⅱ部5 自立運営指針第Ⅱ部5 |
| 16 | | | | 夜間避難訓練を実施していない。(入所施設) | |
| 17 | | | | 各避難訓練及び消火訓練の記録がない。その記載内容は適切でない。 | |
| 18 | | | | 訓練が、具体的な避難誘導を伴ったものとなっていない。 | |
| 19 | | (4) 浸水及び土砂災害対策 | (施設が「浸水想定区域」内又は「土砂災害警戒区域」内に立地し、要配慮者利用施設となっている場合) 避難確保計画を策定し、区役所に届け出るとともに、計画に基づいた訓練を実施しているか。 | 浸水又は土砂崩れ等からの避難の手順等を定めた避難確保計画を策定していない。避難確保計画は策定しているが横浜市へ避難確保計画を届け出ている。 | 水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2 市防災計画 |
| 20 | | | | 浸水又は土砂崩れ等を想定した避難訓練を実施していない。 (他の訓練の際に併せて実施することは可) | |

指導監査基準(運営・処遇・給食編)

| No. | 重点事項 | 項目 | 着眼点 | 指摘事項 | 根拠法令等 |
|--|------|---|---|--|---|
| 4 防犯対策 | | | | | |
| 21 | ◆ | (1) 防犯対策 | 以下の項目について実施しているか。 1 日常の対応 (1) 所内体制と職員の共通理解 (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (3) 施設等と利用者の家族の取り組み (4) 地域との協同による防犯意識の醸成 (5) 施設整備面における防犯に係る完全確保 2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応 (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒態勢 (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等 | 防犯対策に係る対応が実施されていない。又は不十分である。 | 防犯に係る安全の確保について 乳児運営指針第Ⅱ部5 母子運営指針第Ⅱ部4 養護運営指針第Ⅱ部5 心理運営指針第Ⅱ部5 自立運営指針第Ⅱ部5 |
| 5 事故防止・事故対応及び安全対策 ※児童家庭支援センターは(2)のみ | | | | | |
| 22 | ◆ | (1) 児童の安全確保のための措置 | 安全計画を策定し、児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導を行っているか。 | 安全計画を策定していない。また、それに基づく児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導を行っていない。 | 認可基準条例第6条の3 乳児運営指針第Ⅱ部5 母子運営指針第Ⅱ部4 養護運営指針第Ⅱ部5 心理運営指針第Ⅱ部5 自立運営指針第Ⅱ部5 |
| 23 | | 安全計画について職員に周知するとともに、安全計画に基づく研修・訓練等が定期的実施されているか。 | 安全計画について職員に周知していない。または、安全計画に基づく研修・訓練等の定期的実施されていない。 | | |
| 24 | | 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更しているか。 | 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更していない。 | | |
| 25 | | 事故発生対応マニュアルを作成し、職員に周知しているか。 | 事故発生対応マニュアルを作成していない。または、職員に周知していない。 | | |
| 26 | ◆ | (2) 事故発生時の対応 | 児童相談所、区及び局へ報告すべき事故等が発生した場合、必要な報告を行い、対応について協議しているか。 | 児童相談所、区及び局へ報告すべき事故等について、必要な報告を行っていない。 | 事故等の取扱要領第3条、第4条 |
| 27 | | (3) 自動車利用の際の安全対策 | 児童等の通園や園外活動等のための自動車を運行する場合、乗降の際に点呼等の方法により所在を確認しているか。 | 児童等の通園や園外活動等のための自動車を運行する場合、乗降の際に点呼等の方法により所在を確認していない。 | 認可基準条例第6条の4 |
| 6 衛生管理等 | | | | | |
| 28 | | (1) 感染症及び食中毒の予防、まん延防止 | 感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、マニュアルを作成し、職員に周知しているか。 ※児童家庭支援センターは除く。 | 感染症予防・まん延防止マニュアルを作成していない。または、マニュアルを職員に周知していない。 | 認可基準条例第13条 乳児運営指針第Ⅱ部1(6)、5 母子運営指針第Ⅱ部4 養護運営指針第Ⅱ部5 心理運営指針第Ⅱ部5 自立運営指針第Ⅱ部5 |
| 29 | | 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めているか。 | 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めていない。 | | |
| 30 | | (2) 医薬品管理 | 必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理しているか。 | 必要な医薬品その他医療品が備えられていない。 | 認可基準条例第13条 |
| 7 地域社会との交流・連携 | | | | | |
| 31 | | (1) 事業内容の周知 | 地域社会との交流・連携を図り、保護者や地域に対し、施設の運営内容を説明するよう努めているか。 | 地域社会との交流・連携を図り、保護者や地域に対し、施設の運営内容を説明するよう努めていない。 | 認可基準条例第5条 乳児運営指針第Ⅰ部5、第Ⅱ部6 母子運営指針第Ⅱ部5 養護運営指針第Ⅱ部6 心理運営指針第Ⅱ部6 自立運営指針第Ⅱ部6 |

指導監査基準(運営・処遇・給食編)

| No. | 重点事項 | 項目 | 着眼点 | 指摘事項 | 根拠法令等 |
|-----------------|-----------------------|--|--|---|---|
| II 職員の状況 | | | | | |
| 1 職員配置 | | | | | |
| 32 | ◆ | (1) 職員配置 | 施設種別ごとに定められた職員の配置基準を満たしているか。 (1) 定められた職種の職員を必要人数配置しているか。 (2) 資格を要する職種の職員について資格を有しているか。 | 定められた職種の職員を必要人数配置していない。 | 認可基準条例第27条、第35条、第37条、第56条、第58条、第96条、第102条、第104条、第105条、第112条 |
| 33 | | | | 資格を要する職種の職員について資格を有していない。 | |
| 34 | | | | 他の社会福祉施設と併設する施設において、入所者の処遇に直接従事する職員を社会福祉施設の職員と兼務させていないか。 | 入所者の処遇に直接従事する職員が他の社会福祉施設の職員と兼務している。 |
| 35 | (2) 施設長の資格等 | 施設種別ごとに定められた施設長の資格等を満たしているか。 ※ 児童家庭支援センターは除く。 | 施設種別ごとに定められた施設長の資格等を満たしていない。 | 認可基準条例第28条、第36条、第57条、第97条、第103条 | |
| 2 職員の処遇 | | | | | |
| 36 | | (1) 職員関係帳簿の整備 | 職員の資格証明書、賃金台帳等、職員関係の帳簿を整備しているか。 | 資格証明書、履歴書を整備していない。 | 認可基準条例第18条 労基法第15条、第107条、第108条、第109条 労基法施行規則第5条、第53条、第54条 労働安全衛生法第66条の8の3 労働時間使用者措置ガイドライン |
| 37 | | | | 労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示していない。(労働条件通知書、雇用契約書等) | |
| 38 | | | | 労働者名簿を整備していない。 | |
| 39 | | | | 賃金台帳を整備していない。 | |
| 40 | | | | 職員の出勤状況等(休暇、超勤の実態確認を含む)を確認する書類を整備していない。 | |
| 41 | | (2) 就業規則、協定等 | 労使協定の締結や届出が必要な規則・規程等について、適切に作成の上、労働基準監督署に届け出ているか。また、給与は適切に支払われているか。 | 就業規則を作成していない。作成していても労働基準監督署に届け出していない。 | 労基法第2条、第15条、第24条、第28条、第36条、第37条、第41条、第89条 労基法施行規則第5条、第8条、第23条 |
| 42 | | | | 給与規程を作成していない。策定していても労働基準監督署に届け出していない。 ※ 就業規則へ記載もしくは別規程の作成が必要 | |
| 43 | | | | 育児・介護休業規程を作成していない。作成していても労働基準監督署に届け出していない。 ※ 就業規則へ記載もしくは別規程の作成が必要 | |
| 44 | | | | 36協定を締結していない。締結していても労働基準監督署に届け出していない。 | |
| 45 | | | | 法定外の控除について、24協定を適切に締結していない。 | |
| 46 | | | | 宿直勤務について、労働基準監督署の許可を受けていない。 | |
| 47 | | | | 給与が、給与規程等に基づき適正に支払われていない。手当の一部又は全部について、給与規程等に定められていないものがある。手当額が適切でない。 | |
| 48 | (3) パワーハラスメント防止のための措置 | パワーハラスメント防止のために必要な措置が講じられているか。 | パワーハラスメント防止のために必要な措置が講じられていない。 | 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 雇用管理上講ずべき措置等についての指針 児童家庭支援センター要綱第8条 | |
| 49 | (4) 職員の健康診断 | 職員の健康診断を行っているか。 | 職員の雇入れ時の健康診断を実施していない。または定期健康診断を実施していない。 | 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第13条、第43条、第44条、第45条 | |
| 50 | | | 深夜業務従事者について、健康診断を6か月に1回実施していない。 | | |
| 51 | (5) 職員研修 | 職員の資質向上のため、研修受講の機会を計画的に確保しているか。 | 職員の研修機会が確保されていない。 | 認可基準条例第8条 乳児運営指針第Ⅱ部7 母子運営指針第Ⅱ部6 養護運営指針第Ⅱ部7 心理運営指針第Ⅱ部7 自立運営指針第Ⅱ部7 | |

指導監査基準(運営・処遇・給食編)

| No. | 重点事項 | 項目 | 着眼点 | 指摘事項 | 根拠法令等 | |
|-------------------------|---|------------------|--|--|---|--|
| Ⅲ 業務の質の評価・苦情への対応 | | | | | | |
| 1 業務の質の評価 | | | | | | |
| 52 | ◆ | (1) 自己評価 | 施設運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。 ※ 児童家庭支援センターについては努力義務 | 施設運営の内容について、自ら評価を行っていない。または、その結果を公表していない。 | 認可基準条例第5条、第32条、第39条、第61条、第99条、第107条 乳児運営指針第Ⅱ部8 母子運営指針第Ⅱ部7 養護運営指針第Ⅱ部8 心理運営指針第Ⅱ部8 自立運営指針第Ⅱ部8 | |
| 53 | ◆ | (2) 第三者評価 | 定期的に第三者評価を受け、その結果を公表しているか。 ※ 児童家庭支援センターは除く。 | 定期的に第三者評価を受けていない。第三者評価の結果を公表していない。 | 認可基準条例第32条、第39条、第61条、第99条、第107条 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について 乳児運営指針第Ⅱ部8 母子運営指針第Ⅱ部7 養護運営指針第Ⅱ部8 心理運営指針第Ⅱ部8 自立運営指針第Ⅱ部8 | |
| 2 苦情への対応 | | | | | | |
| 54 | | (1) 苦情への対応 | 苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備され、周知されているか。 | 苦情解決の仕組みが整備されていない。 | 認可基準条例第20条 苦情解決指針 乳児運営指針第Ⅱ部4 母子運営指針第Ⅱ部3 養護運営指針第Ⅱ部4 心理運営指針第Ⅱ部3 自立運営指針第Ⅱ部3 | |
| 55 | 苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員が設置されていない。 | | | | | |
| 56 | 苦情解決の仕組みについて、掲示や重要事項説明等で、保護者に十分周知されていない。 | | | | | |
| 57 | 保護者等からの苦情や要望を記録し、第三者委員に報告する等、苦情解決の仕組みに基づき、迅速かつ適切に対応しているか。 | | | 保護者等からの苦情や要望が記録されていない。 | | 認可基準条例第20条 苦情解決指針 乳児運営指針第Ⅱ部4 母子運営指針第Ⅱ部3 養護運営指針第Ⅱ部4 心理運営指針第Ⅱ部3 自立運営指針第Ⅱ部3 |
| 58 | 苦情解決の仕組みに基づき適切に対応されていない。 | | | | | |
| Ⅳ 入所者の処遇 | | | | | | |
| 59 | ◆ | (1) 人権への配慮 | 入所者の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営しているか。 | 入所者の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営していない。 | 認可基準条例第5条 乳児運営指針第Ⅱ部4 母子運営指針第Ⅱ部3 養護運営指針第Ⅱ部4 心理運営指針第Ⅱ部3 自立運営指針第Ⅱ部3 | |
| 60 | ◆ | (2) 入所者を平等に取扱う原則 | 国籍、信条、社会的身分等により差別的取扱いをしていないか。 | 児童の人権を尊重せずに差別的取り扱いをしている。 | 認可基準条例第10条 | |
| 61 | ◆ | (3) 虐待等の禁止 | 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (法第33条の10各号(禁止行為): 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等) | 児童福祉法第33条の10各号に掲げる虐待等の行為を行っている。 | 認可基準条例第11条 乳児運営指針第Ⅱ部4 母子運営指針第Ⅱ部3 養護運営指針第Ⅱ部4 心理運営指針第Ⅱ部3 自立運営指針第Ⅱ部3 | |
| 62 | | (4) 秘密保持等 | 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。 ※ 児童家庭支援センターは除く。 | 職員又は職員であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じていない。 | 認可基準条例第19条 乳児運営指針第Ⅱ部4 母子運営指針第Ⅱ部3 養護運営指針第Ⅱ部4 心理運営指針第Ⅱ部3 自立運営指針第Ⅱ部3 | |
| 63 | | (5) 入所者の健康診断 | 入所時の健康診断、1年に2回の定期健康診断、臨時の健康診断を実施しているか。 | 利用者について、年2回以上の定期健康診断を実施していない。 | 認可基準条例第15条 乳児運営指針第Ⅱ部1 養護運営指針第Ⅱ部3 心理運営指針第Ⅱ部3 自立運営指針第Ⅱ部3 | |
| 64 | | (6) 給付金等の管理 | 給付金・預り金に関する管理規程、個人別に金銭出納状況を明らかにする帳簿を整備し、適正に管理しているか。 ※ 児童家庭支援センターは除く。 | 給付金・預り金に関する管理規程が整備されていない。 | 認可基準条例第16条、第17条 | |
| 65 | 個人別に金銭出納状況を明らかにする帳簿が整備されていない。 | | | | | |
| 66 | ◆ | (7) 自立支援計画の策定 | 児童について自立支援計画等を策定し、これに基づいた支援がされているか。また、実施した支援に関する効果を評価しているか。 | 児童について、児童本人(母子世帯)及び関係機関の意見を踏まえた自立支援計画等が策定されていない。 | 認可基準条例第31条、第39条、第61条、第99条、第107条 自立支援計画について 乳児運営指針第Ⅱ部2 母子運営指針第Ⅱ部2 養護運営指針第Ⅱ部3 心理運営指針第Ⅱ部3 自立運営指針第Ⅱ部3 児童家庭支援センターの設置運営等について | |
| 67 | 策定された自立支援計画等に基づく支援がされていない。 | | | | | |
| 68 | 自立支援計画等に基づき実施した支援に関する効果を評価していない。 | | | | | |

指導監査基準(運営・処遇・給食編)

| No. | 重点事項 | 項目 | 着眼点 | 指摘事項 | 根拠法令等 |
|-------------|--|--|--|---|---|
| V 食事 | | | | | |
| 69 | | (1) 給食の提供 | 児童に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法(当該施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行われているか。 | 食事の調理が施設内で行われていない。 | 認可基準条例第14条 |
| 70 | ◆ | (2) 栄養管理 給与栄養量の目標 | 児童の性、年齢、発育・発達状況等を踏まえて、「日本人の食事摂取基準」を活用して給与栄養量の目標を設定しているか。 | 給与栄養量の目標を設定していない。 | 認可基準条例第14条 乳児運営指針第Ⅱ部1 食事の提供援助及び指導 食事計画について |
| 71 | 給与栄養量について、定期的な見直しが行われていない。 | | | | |
| 72 | ◆ | (3) 栄養管理 献立・食事 | 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。その献立は、できる限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであるか。また、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 栄養や身体的状況及び嗜好を考慮した予定献立を作成していない。 | 認可基準条例第14条 乳児運営指針第Ⅱ部1 養護運営指針第Ⅱ部1 心理運営指針第Ⅱ部1 食事の提供援助及び指導 食事計画について |
| 73 | 健全な発育に必要な栄養量が含有されていない。 | | | | |
| 74 | 給食食材を適切に用意していない。献立に従って食事を提供していない。 | | | | |
| 75 | 食物アレルギー(疑い)のある児童が、アレルギー専門医等の診断を受けていない。 | | | | |
| 76 | | (4) 食育 | 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成(食育)に努めているか。 | 児童の食育に努めていない。 | |
| 77 | ◆ | (5) 衛生管理 | 児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じているか。 | 食器、調理器具等の消毒を行っていない。 | 認可基準条例第13条 食品衛生法施行規則第66条の2第1項 別表第17 社会福祉施設における衛生管理について 大量調理マニュアル |
| 78 | 使用水の点検をしていない。貯水槽を設置している場合、遊離残留塩素の検査をしていない。記録が残っていない。 | | | 認可基準条例第13条 食品衛生法施行規則第66条の2第1項 別表第17 社会福祉施設における衛生管理について 大量調理マニュアル 食品衛生法等施行に関する要綱第8条 別表の3 | |
| 79 | 害虫駆除を年2回以上実施していない。記録が残っていない。 | | | 食品衛生法施行規則第66条の2第1項 別表第17 社会福祉施設における衛生管理について 大量調理マニュアル 食品衛生法等施行に関する要綱第8条 別表の4 | |
| 80 | 感染症及び食中毒が発生又は、まん延しないよう、予防対策を講じるなど、衛生管理に努めているか。 | | | 加熱調理食品の中心温度を測定していない。記録が残っていない。 | 食品衛生法施行規則第66条の2 社会福祉施設における衛生管理について 大量調理マニュアル |
| 81 | | | | 調理従事者が、月1回以上の検便を実施していない。 | 社会福祉施設における衛生管理について 大量調理マニュアル 食事計画について |
| 82 | | | | 検査用保存食が保存されていない。 | 食品衛生法施行規則第66条の2第1項 別表第17 社会福祉施設における衛生管理について |
| 83 | | 検査用保存食の実施が、一部基準どおりに行われていない。 | 大量調理マニュアル 食品衛生法等施行に関する要綱第8条 別表の7 | | |
| 84 | | 安全性の高い食事を提供するために検査を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じているか。 | 検査が実施されていない。 | 社会福祉施設等における食品の安全確保等について | |
| 85 | 検査が利用者の食事提供前に行われていない。 | | | | |
| 86 | 検査簿の記録に一部不備がある。 | | | | |